

## 第16回江戸川区農業委員会定例会 議事録

1. 開催日時 令和3年10月26日(火) 午前10時00分～

2. 開催場所 江戸川区役所西棟庁舎 第5委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長 13番 岩楯 重治

会長職務代理 12番 眞利子 隆

委員 1番 橋本 智明

2番 村山 雅美

3番 芦田 正之

4番 佐久間 梅吉

5番 大場 幸一

6番 石川 善一

7番 関口 賢一

8番 田島 勝

9番 田嶋 正剛

10番 山寄 一男

11番 松丸 直義

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

第2 議事

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出の報告について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について

議案第1号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて

議案第2号 租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願いについて

議案第3号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 関山 健二

係長 小川 英彦

主査 久保田 早苗

主任主事 宮代 祐輔

主事 砂森 かおり

## 7. 会議の概要

議 長

それでは、ただ今より第16回江戸川区農業委員会を開会します。本日全員ご出席でございます。

日程第1の議事録署名委員ですが、私からお願い申し上げますので、よろしく願いたいと思います。田島委員さんと田嶋委員さんに議事録署名委員をお願いいたします。

議 長

それでは、日程第2の議事に入ります。報告第1号をお願いいたします。

事務局

報告第1号（農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について）について、専決により3件の書類を受理いたしました。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委員会の時間短縮を目的として事前の議案書送付をもって、報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長

報告第1号について、質問等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長

質問・意見等がないようです。報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

次に、報告第2号をお願いします。

事務局

報告第2号（農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用のための権利移動届出の報告について）について、専決により5件の書類を受理いたしました。なお、本件につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前の議案書送付をもって、報告に代えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長

報告第2号について、質問等ございませんか。

(質問、異議なし)

議 長

質問・意見等がないようですので了承いただきたいと存じます。

議 長

次に、議案第1号の審議をお願いします。

事務局

議案第1号（租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用申請に要する適格者証明願いについて）についてご審議願います。議案第1号ですが、議案書記載のとおり4筆です。該当地は次ページの地図のとおりです。以上でございます。

議 長 議案第1号について、山寄委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

山寄委員 10月5日に事務局の久保田主査、宮代さんと一緒に●●さんの畑の現地確認に伺いました。●●さんの畑は全て鉄骨ハウスであり、一生懸命に農業従事されていることは日頃より感じています。畑の状況ですが、一部の畑ではこれから収穫するトマトと小松菜が栽培されており、また一部の畑では今年は病害虫の被害があったとのこととで土壌消毒をされていました。農地としてきれいに管理されておりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思ひますが、質問・ご異議等ございませぬか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に、議案第2号の審議をお願いします。

事務局 議案第2号(租税特別措置法第70条の6の規定による納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明願ひについて)についてご審議願ひします。

概要及び経過を説明いたします。案件は2件ございまして、まず1番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり5筆あり、生産緑地指定箇所としては2箇所になります。引き続き農業を行っている期間は平成30年2月3日～令和3年2月2日です。2番目の土地の所在地番ですが、議案書記載のとおり2筆、生産緑地指定箇所としては2箇所になります。引き続き農業を行っている期間は、平成30年2月19日～令和3年2月18日となります。以上でございます。

議 長 議案第2号の1について、山寄委員さんが確認を取ってございまして、報告をお願いします。

山寄委員 それでは報告いたします。10月5日に、事務局の久保田主査、宮代さんとともに●●さんの畑の現地確認に伺いました。●●さんの畑は2箇所あり、1箇所は自宅の周りでパイプハウス内ではナスが収穫可能な状態であり、小松菜も栽培されていました。もう1箇所は露地栽培で白菜、キャベツ、ブロッコリー、ネギ、秋ジャガイモ等の栽培をされていました。出荷については直売に力を入れています。露地の部分については一部雑草がありましたけれども、農地として適切に管理されておりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 議案第2号の2について、田島委員さんが確認を取ってございますので、報告をお願いします。

田島委員 それでは報告いたします。10月7日に、事務局の久保田主査、宮代さんとともに●●さんの畑の現地確認に伺いました。●●さんは農業と併せてしめ縄飾りの生産に力を入れています。農地の状況ですが、現地確認当日は夏野菜の収穫が終わり、トラクターできれいに耕運された状態で、一部サツマイモとハヤトウリが生産されていました。できた野菜については、直売をされているそうです。農地としてきれいに管理されていたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 地区担当委員さんの証言がございまして、証明書の発行をいたしたいと思いますが、質問・ご異議等ございせんか。

(質問、異議なし)

議 長 それでは、議案第2号について証明書の発行を承認することといたします。

議 長 次に、議案第3号の審議をお願いします。

事務局 議案第3号(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による申請について)についてご審議願ひます。議案書のとおり来年度1つの区民農園を開園予定で、土地の所在地番・権利設定期間等は議案書記載のとおりです。また、開設場所については、次ページ以降の地図のとおりです。以上でございます。

議 長 議案第3号について、質問ご異議ございせんか。

(質問、異議なし)

議 長 では、承認することといたします。

議 長 以上をもって、議事を終了いたします。